

【厚生年金基金】 代行保険料率算定、代行部分の財政 運営分離等に関する告示および通知

平成22年1月15日付で標記に係る告示および通知が改正されました。

【告示】

- ・ 厚生年金基金令第三十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める月を定める件（厚生労働省告示第11号）
- ・ 厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第12号）
- ・ 中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額の一部を改正する件（厚生労働省告示第13号）

【通知】

- ・ 「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について（年発第0115第1号）
- ・ 「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」の一部改正について（年企発0115第1号）

なお、これまでの PENSION NEWS の内容と比較して、今回の改正の内容に大きな変更点はありません。（変更点や今回明確化された部分に下線を付しております。）

1. 改正の概要

- (1) 代行保険料率の算定に関する取り扱い
- (2) 代行部分の財政運営分離に関する財政運営基準の改正
- (3) その他財政運営基準の改正
(回復計画における最低責任準備金のコログシ利率、変更計算報告書の提出期限等)

2. 具体的な内容

(1) 代行保険料率の算定に関する取り扱い

平成21年2月23日に厚生年金の財政見通しの諸前提が見直されたことから、すべての基金において代行保険料率を算定することとされました。

【算定基準日】

平成21年3月末

(平成21年4月に定年延長または加入員数の大幅変動に該当した場合は、平成21年4月末)

【予定利率、死亡率】

予定利率は、3.2%から4.1%へ変更

死亡率は、厚生年金本体の財政検証の基礎率に準拠した率(第20回生命表)へ変更

(平成21年3月末以降を基準日としてプラスアルファを算定する場合は、予定利率、死亡率も同様に変更。ただし、平成21年3月末を基準日とする財政再計算、平成21年4月末を基準日とする定年延長または加入員数の大幅変動による財政計算においては、影響が軽微と判断した場合、変更前の予定利率、死亡率を用いることも可。)

【従前の代行保険料率との丈比べ】

最低責任準備金が過去期間代行給付現価を下回っている基金においては、『今回の厚生年金の財政検証において見直された諸前提に基づき算定された代行保険料率』と『見直し前(平成22年3月分)の免除保険料率の基準となる代行保険料率』を丈比べして、いずれか高い率を基準として免除保険料率を決定

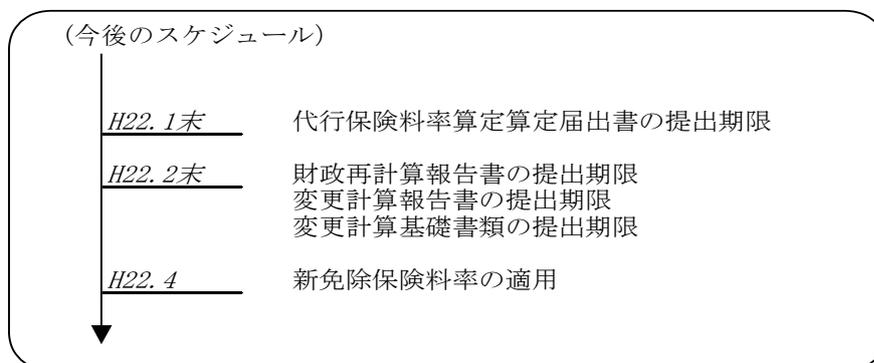
【代行保険料率算定届出書の提出期限】

平成22年1月末

(平成21年3月末を基準とする財政再計算報告書の提出期限は平成22年2月末)

【代行保険料率算定に伴う新免除保険料の適用】

平成22年4月



(ご参考)

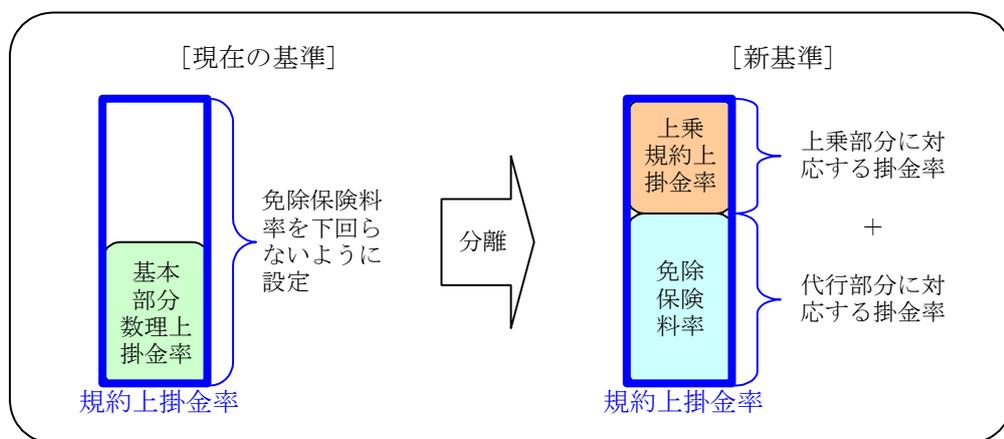
- ・平成21年09月11日のPENSION NEWS『代行保険料率の算定に関する省令改正』

- ・平成21年10月14日のPENSION NEWS『代行保険料率の算定に関する取扱いに関するパブリックコメント募集』

(2) 代行部分の財政運営分離等に関する財政運営基準の改正

代行部分とプラスアルファ部分のそれぞれにおいて掛金と給付がバランスしているかどうか分かりづらくなっているといった問題点等を解消するため、基本プラスアルファ部分と混在している代行部分の財政運営が分離されます。

また、数理債務算定用の標準掛金に数理上掛金率を上回る率を用いている場合、数理債務が小さくなり、本来特別掛金として有限償却すべき不足が縮小し、結果的に永久償却となっているという問題点があります。この問題点を解消するため、数理債務算定用の標準掛金に関する取り扱いが変更されます。



【基本部分の標準掛金】

(変更前) 基本部分全体の数理上掛金率をもとに免除保険料率を下回らないように設定

(変更後) 代行部分の掛金(免除保険料) + 基本プラスアルファ部分の掛金

- ・規約には、代行部分の規約上掛金と基本プラスアルファ部分の規約上掛金を合計したものを基本部分の規約上掛金として定める
- ・なお、基本プラスアルファ部分の標準掛金率は、1%未満を四捨五入する(もしくは切り上げる)取り扱いのほか、数理上掛金率が1%未満である場合は0.1%未満単位で設定することが可能。また、端数処理の結果、従前の掛金率を下回る場合は、従前の掛金率の維持も可能。

【数理債務算定用の標準掛金】

規約上掛金と数理上掛金のいずれか小さいもの

- ・ただし、規定された方法による端数処理により規約上掛金を定めている場合(数理上掛金の1%未満を切り上げて規約上掛金としている場合など)は、規約上掛金とすることも可

<<例>>

数理上掛金率(%)	規約上掛金率(%)	(端数処理)	可否	数理債務算定用
0.12	0	1%未満を四捨五入(原則)	○	数理上掛金率 または 規約上掛金率
	0.2	0.1%未満を切り上げ	○	
	0.5	0.5%未満を切り上げ	○	
	1	1%未満を切り上げ	○	
	従前の掛金	(従前の掛金を維持)	○	数理上掛金率
1.23	1	1%未満を四捨五入(原則)	○	数理上掛金率 または 規約上掛金率
	1.3	0.1%未満を切り上げ	×	
	1.5	0.5%未満を切り上げ	×	
	2	1%未満を切り上げ	○	
	従前の掛金	(従前の掛金を維持)	○	数理上掛金率

【基本部分の特別掛金】

代行部分と基本プラスアルファ部分のそれぞれで特別掛金を設定

- ・代行部分の予定利率(特別掛金を算定するための換算率の基礎)は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の長期的期待収益率を勘案して決定
(予定利率そのものは、厚生年金基金令において「年金給付等積立金の運用収益の予測に基づき合理的に定めた率」とされている)

【回復計画における代行部分の積立金の想定利回り】

代行部分の予定利率を上回ることの可否等、取り扱いの詳細は現在確認中

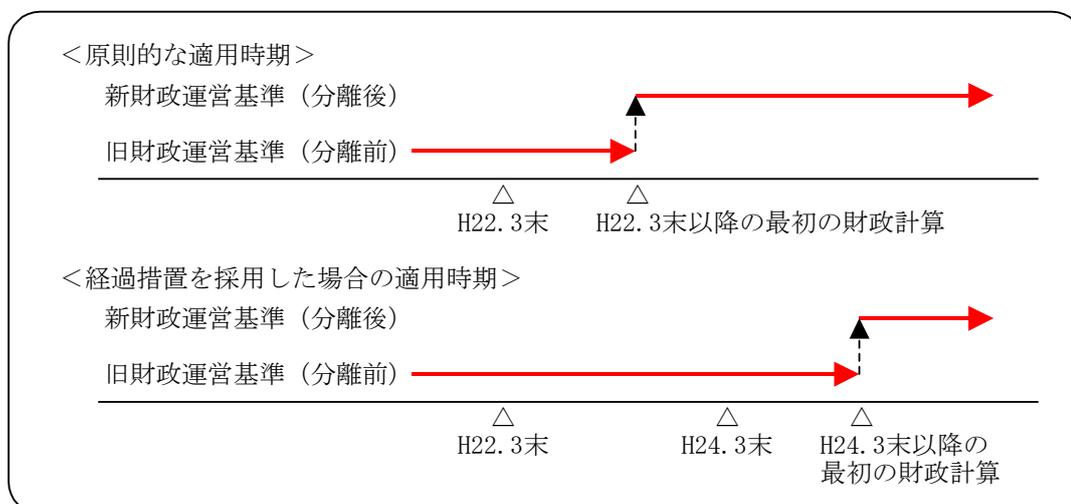
【積立上限額】

- (変更前)「規約上の標準掛金を用いて求めた原始数理債務」と「最低積立基準額」の大きい方の1.5倍
- (変更後)「数理債務+代行部分の総給付現価-免除保険料収入現価-政府負担金現価」と「最低積立基準額」の大きい方の1.5倍

【適用】

平成22年3月末以降を基準日とするものから適用

- ・経過措置として、平成24年3月末以前を基準日とする財政計算については改正前の財政運営基準を用いることが可能



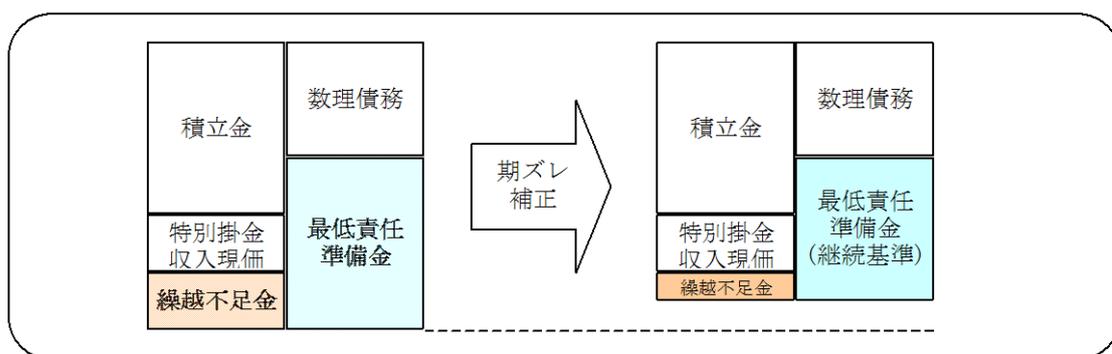
(ご参考)

- ・平成21年7月16日のPENSION NEWS『基本部分の財政運営の分離に関するパブリックコメント募集』
- ・平成21年8月13日のPENSION NEWS『代行部分の分離計算 延期(続報)』

(3) その他財政運営基準の改正

【『最低責任準備金(継続基準)』の規定】

期ズレ補正後の最低責任準備金を『最低責任準備金(継続基準)』と定義し、代行部分に係る継続基準上の積立目標であることを貸借対照表において明確に表示



【責任準備金の定義の変更】

『最低責任準備金(継続基準)』が規定されたため、責任準備金の書きぶりが変更

(変更前) 数理債務 + 最低責任準備金 + 資産評価調整控除額 + 最低責任準備金調整加算額 - 資産評価調整加算額 - 未償却過去勤務債務残高 - 最低責任準備金調整控除額

(変更後) 数理債務 + 最低責任準備金(継続基準) + 資産評価調整控除額 - 資産評価調整加算額 - 未償却過去勤務債務残高

- ・なお、責任準備金が最低責任準備金(継続基準)を下回る場合は、責任準備金 = 最低責任準備金(継続基準)となる(従来 of 責任準備金の下限は最低責任準備金)

【『資産評価調整額』の規定】

数理的評価額から時価評価額を控除した額を『資産評価調整額』と定義し、その正負にかかわらず貸借対照表の資産勘定に表示

- ・数理的評価額から時価評価額を控除した額が正となる場合

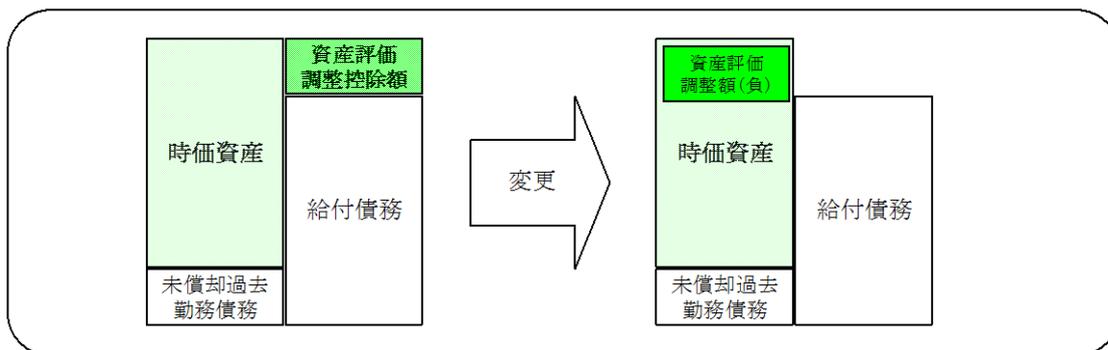
(変更前) 資産評価調整加算額として貸借対照表の資産勘定に表示

(変更後) 資産評価調整額(正の額)を貸借対照表の資産勘定に表示

- ・数理的評価額から時価評価額を控除した額が負となる場合

(変更前) 資産評価調整控除額として貸借対照表の負債勘定に表示

(変更後) 資産評価調整額(負の額)を貸借対照表の資産勘定に表示



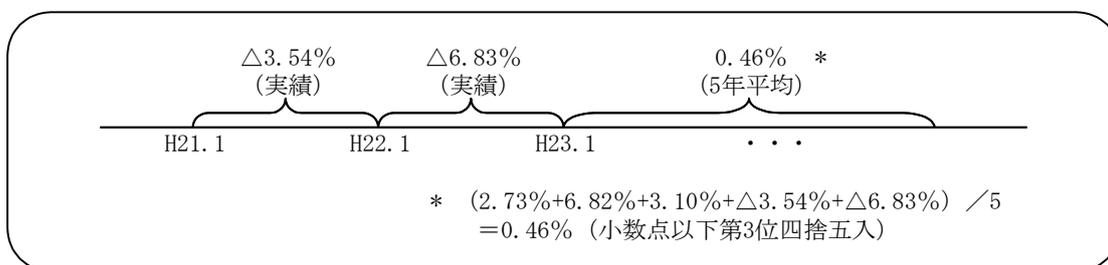
【回復計画における最低責任準備金のコロガン利率】

実績未判明期間の最低責任準備金の将来予測の利回りに関する規定が変更

(変更前) 原則として直近の過去三事業年度の実績の平均(零を下回る場合は当該実績に基づき合理的に見込まれる率)又は厚生年金本体の財政の現況及び見通しにおける運用利回りの前提のいずれか小さいものを下回らないもの

(変更後) 原則として直近の過去五事業年度の実績の平均(零を下回る場合は当該実績に基づき合理的に見込まれる率)又は厚生年金本体の財政の現況及び見通しにおける運用利回りの前提のいずれか小さいものを下回らないもの

<<例>> 実績未判明期間の最低責任準備金の将来予測の利回りを5年平均とした場合



(ご参考)

- ・平成21年8月5日のPENSION NEWS『平成20年度の厚生年金本体の運用実績公表』
- ・平成21年12月28日のPENSION NEWS『最低責任準備金のコロガン利率』

【変更計算報告書の提出】

変更計算報告書の提出期限が変更

(変更前) 該当した日から起算して六か月以内

(変更後) 該当した日の翌日から起算して十一か月が経過した日の属する月の末日まで

(ご参考)

- ・平成21年10月14日のPENSION NEWS『代行保険料率の算定に関する取扱いに関するパブリックコメント募集』

【中途脱退者にかかる代行部分の移換現価率の改正】

現価率の計算の基礎率の変更

- ・ 予定利率は3.2%から4.1%へ変更
- ・ 死亡率は厚生年金本体の財政検証の基礎率に準拠した率（第20回生命表）へ変更

<<例>> 昭和36年4月2日以降に生まれた男子[65歳支給開始世代]

年齢	従来の現価率	新しい現価率	比率
20歳	2.8614	1.8256	0.638
30歳	3.9406	2.7458	0.697
40歳	5.4392	4.1411	0.761
50歳	7.6098	6.3149	0.830
60歳	10.9989	9.9249	0.902

(補足)

- ・ 予定利率が4.1%に上昇したことにより、従前の現価率と比較して減少
- ・ なお、基本プラスアルファ部分の移換現価率は、後日企業年金連合会から示される予定

【過去期間代行給付現価の算定に用いる現価率の改正】

中途脱退者にかかる代行部分の移換現価率と同様に、現価率の計算の基礎率の変更

以上



SUMITOMO
TRUST

住友信託銀行